

# KAMの概要

I. KAMとは(Key Audit Matters=監査上の主要な検討事項)

II. 対象企業:金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業\*

どこに:当面、金融商品取引上の監査報告\*\*においてのみ記載を求める

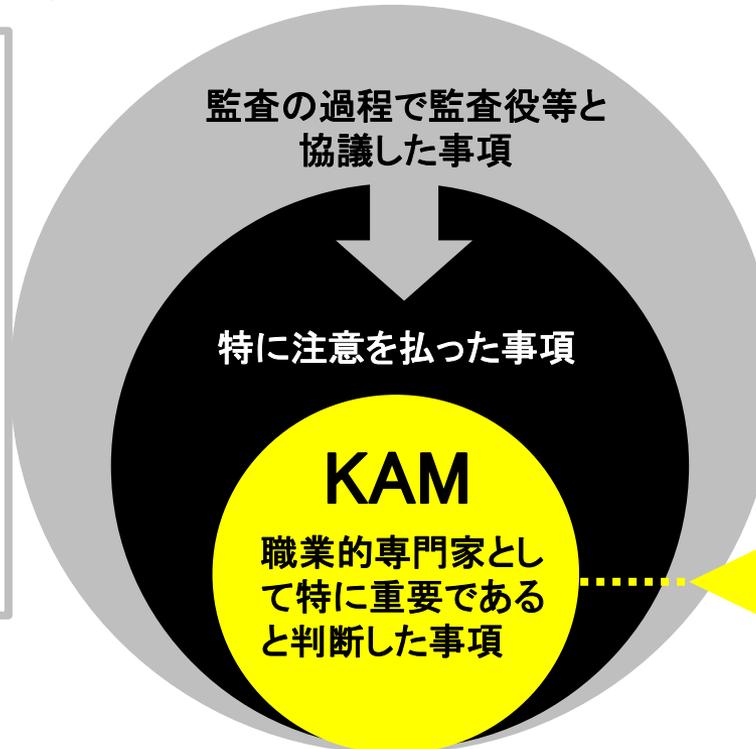
\*非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満、かつ、負債総額200億円未満の企業は除く

\*\*連結FS及び個別FSの監査報告書を作成する場合、個別FSの監査報告書にも記載を求めるが、連結FSの監査報告書に同内容の記載がある場合には当該事項の記載を省略できる

## III. KAMの決定及び記載

以下の項目等を考慮

- ▶特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された領域
- ▶見積りの不確実性が高いと識別された事項を含む、経営者の重要な判断を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断
- ▶当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響



### 監査報告書における記載

「監査上の主要な検討事項」の区分を設け、関連する開示情報があれば、参照を付した上で、以下を記載する

▶KAMの内容

▶監査人が、当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考へ、KAMであると決定した理由

▶監査における監査人の対応

## IV. 主な変更点

監査報告書の記載内容の明瞭化や充実を図ることを目的として、監査基準(企業会計審議会)及び監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の公開草案が公表されました。

従来の監査報告書の文例から、より重要な事項を先に記載するための記載順序の変更及び記載項目の追加が行われました。

特に、監査役等の責任についての記載が追加になっている点に留意のこと。

改定後 監査報告書	主な変更点
表題	
宛先	
監査人の署名	監査事務所の所在地の記載追加
監査意見	記載位置の変更
監査意見の根拠	記載項目の追加
監査上の主要な検討事項	記載項目の追加
財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任	監査役等の責任の記載追加
財務諸表の監査における監査人の責任	記載事項の充実
利害関係	

### 【標準文例－監査・保証委員会実務指針第85号 文例2より抜粋】

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## V. 適用時期

2020年3月31日以降終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用

監査上の主要な検討事項に関する項目は、2021年3月31日以降終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用(ただし、2020年3月31日以降終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用可)